

## 日本政策金融公庫による融資制度について

水銀排出抑制対策等のために新たに集じん・除じん装置等の排出ガス処理設備導入をする場合、中小企業向けの低利融資制度があります。

### 【中小企業事業 環境・エネルギー対策資金（大気汚染関連・アスベスト関連）】

- ・貸付対象：大気汚染関連（ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方で、特定の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金※）

#### ※ 貸付対象設備

集じん・除じん装置  
洗浄・中和・吸着・還元装置  
燃焼改善施設  
測定分析装置  
吸着、分解または分離装置  
密閉または被覆施設  
蒸気変換装置

- ・融資限度額：7億2千万円以内
- ・利率：4億円まで特別利率③、4億円超は基準利率
- ・融資期間：20年以内（うち据置期間2年以内）

※最新の金利情報や制度の詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（行こうよ！公庫）

（受付時間：平日 9:00～19:00）

HP：[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 環境・エネルギー対策資金

大気・アスベスト、水質汚濁防止、廃棄物処理・抑制・利用関連

## 対象者

公害防止施設の導入を考えている方

地球に優しい  
経営のために。

## 融資限度額

直接貸付  
7億2千万円  
(うち運転資金2億5千万円)  
代理貸付  
1億2千万円

金利  
長期固定

## 融資期間

設備資金  
20年以内  
(うち据置期間2年以内)  
運転資金  
7年以内  
(うち据置期間2年以内)

# 日本政策金融公庫 中小企業事業の 環境・エネルギー対策資金

大気・アスベスト、水質汚濁防止、  
廃棄物処理・抑制・利用関連

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 <sup>(注1、2)</sup>	融資期間
A	次のa、bのいずれかに該当する方 a. ばい煙、揮発性有機化合物など大気汚染の原因となる特定物質を排出する方	設備資金 特定の公害防止施設などを取得するために必要な設備資金		設備資金 4億円まで特別利率 <sup>③</sup> 4億円超 基準利率	
	b. アスベストを発生または飛散させる方（既存建築物における吹付けアスベストなどの除去、封じ込めまたは囲い込みを行う方およびアスベスト廃棄物の処理を行う方を含む）	設備・運転資金 ①アスベストの発生または飛散の防止のために必要な資金（長期運転資金は、アスベストを処理する場合に限る）（②に該当する資金を除く） ②既存建築物における吹付けアスベストなどの除去、封じ込めまたは囲い込みを行うために必要な資金（長期運転資金は、アスベストを処理する場合に限る）		設備資金 4億円まで特別利率 <sup>②</sup> 4億円超 基準利率  運転資金 特別利率 <sup>②</sup>	
B	次のa、bのいずれかに該当する方 a. 汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方 b. 有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する方、または水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の際に、すでにこれらの施設を設置している方	設備資金 特定の公害防止施設などを取得するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金 2億5千万円)  代理貸付 1億2千万円	設備資金 4億円まで特別利率 <sup>③</sup> 特別利率 <sup>②</sup> 4億円超 基準利率	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内)  運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
C	次のa、bのいずれかに該当する方 a. 産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方	設備資金 特定の公害防止施設などを取得するために必要な設備資金		設備資金 4億円まで特別利率 <sup>③</sup> 特別利率 <sup>②</sup> 4億円超 基準利率	
	b. 廃棄物の排出を抑制するために必要な施設を整備する方、または廃棄物、使用済み物品など若しくは生産活動に伴う副産物を原材料として利用するために必要な施設を整備する方				

(注1) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

(注2) 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口または相談センターにお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<http://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)  
0120-154-505